

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項及び労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、東京民医連労働組合東京勤労者医療会支部から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同令同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

令和 7 年 11 月 6 日午前 8 時 30 分以降

2 場所

上記組合の組合員が従事する別記の職場

3 要求事項

年末一時金等

令和 7 年 10 月 30 日

厚生労働大臣 上野 賢一郎

別 記

みさと協立病院、みさとメンタルクリニック、三郷
しいのき薬局、丹後薬局、訪問看護ステーション早
稲田（以上、埼玉県）、東葛病院、東葛病院附属診
療所、東葛病院附属流山セントラルパーク駅前診療
所、新松戸診療所、新松戸メンタルクリニック、野
田南部診療所、あびこ診療所、新松戸診療所歯科、
野田南部歯科、東葛歯科、わかば薬局、わかば薬局
中央店、わかば薬局パークビュー、ひばり薬局、ひ

いらぎ薬局、江戸川台薬局、けやき天王台薬局、たんぽぽ訪問看護ステーション、たんぽぽ訪問看護ステーション新松戸出張所、たんぽぽ訪問看護ステーション野田南部出張所、豊四季訪問看護ステーション、豊四季訪問看護ステーションサテライト我孫子わかくさ、看護小規模多機能型居宅介護いちごいちえ、おひさま保育室（以上、千葉県）、代々木病院、代々木診療所、農大通り診療所、おおくぼ戸山診療所、代々木歯科、代々木訪問看護ステーション、代々木訪問看護ステーションサテライトほんまち、代々木訪問看護ステーションサテライト経堂すずらん、はたがや協立診療所、在宅支援相談室新宿（以上、東京都）